

県の「報告書」は、重要な事実を隠していた

－ 公開された情報に関する見解 －

2024年5月30日 市民オンブズマン福井

『高浜町元助役との関係にかかる調査報告書』（2019年11月21日、以下「報告書」）の根拠である、面接調査結果を記した「高浜町元助役関係調査様式」（以下「様式」、別紙①）219名分（県は218としているが、オンブズの集計では219）と、書面回答の「高浜町元助役との関係に関する調査票」（以下「調査票」、別紙②）95名分が、2月末にようやく公開された。昨年11月15日の名古屋高裁判決を受けて、県がしぶしぶ公開したものである。

以下、「様式」と「調査票」の分析結果を紹介、「報告書」の問題点を明らかにする。

<見解文の構成>

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1 はじめに (1P) | 3 「調査票」の集計結果 (9P) |
| 2 「様式」の分析結果 (1P) | 4 結び (10P) |

1 はじめに

(1) 「様式」について

確認は容易であるのに、職歴欄に在任期間が記されていないものが多い。調査の熱意と緊張感を疑わせるものである。

にもかかわらず、裏面にまで及ぶ生々しい告発をしたものが9通あった。多数の県職員が元助役に対して、怒りを含む複雑な感情を抱いてことを示している。

(2) 「調査票」について

「調査票」は、県によれば「概ね80才を超える」人が対象だが、職歴欄はなく、①元助役との接点、②金品等の授受、③②に関する目撃体験や相談の3項目について、「ある、ない」を答える形式的なものである。にもかかわらず、いくつかの生々しい書き込みがあった。

2 「様式」の分析結果

(1) 元助役は、どう見られていたか

以下、「様式」に記された内容を検討するが、庁内で共有された元助役の人物像が、県職員の行動を強く拘束していたと考えられるので、あえて「様式」の質問の最終項目である「調査事案に係る調査対象者の所感」から始める。

次ページ表Aは、記載された元助役の印象等を分類・集計したものである。選択肢を選ぶアンケートの集計ではないため数字に厳密性はないが、全体的な特徴はよく表れている。

①肯定的な印象

合計は33で、回答者数219のおよそ15%である。具体的には、「落ち着いてきちんとした印象」、「礼儀正しい」、「品の良い老人」、「好々爺」などだが、「人生の師」という回答や「人心掌握に長けている」という評価もあった。

これだけを見れば、元助役はなかなかの人物と言える。

②否定的な印象

合計は81で、回答者数219のおよそ37%である。以下、表の「集計した事柄」ごとに特徴を記す。

(ア) 難しい・厳しい・怖い

この他に、「気をつかう」、「扱いにくい」、「言葉遣いが難しい」、「気分の波がある」、「失礼があってはいけないと刷り込まれていた」などがあった。自分が接した印象や、上司や同僚の助言などから、多くの職員が元助役の性格の否定的な面について情報を共有していたと考えられる。

(イ) 突然怒る・激しく怒る

職員の対応が気に入らないなどで、突然、激しく、しつこく怒ったようで

<表A> 「高浜町元助役関係調査様式」の

「調査対象者の所感」のまとめ

集計した事柄 役職・部局	回答者数	肯定的	否定的			同和・ 人権題 の実力 者、リ ーダー	
		温厚、好々爺、見識がある、等	難しい 厳しい 怖い、 等	突然怒る、 激しく怒る、 等	就任等 の挨拶 が必要		威圧的 高圧的 一方的 等
ア 特別職	12	1		3		3	
イ 健康福祉部、安全環境部、県民生活部（幹部）	40	2	6	5		2	3
ウ 土木部（幹部）	28	5	5			2	1
エ 農林水産部（幹部）	22		4	3	2	1	2
オ 教育庁（幹部）	47	14	14			3	10
カ 地域福祉課長、人権室長、生涯学習・文化財課長、生涯学習・文化財参事等	16	3	5	2		1	
キ 嶺南振興局長 等	25	2	8			3	
ク 小浜土木事務所長 若狭健康センター所長 等	17	6	5			2	1
ケ 嶺南教育事務所長 等	12		4			1	2
合計	219	33	51	13	2	15	22

*同一人が複数の所見を述べたものがある。

ある。実体験と伝聞が混ざっているが、記された実例(要点)を列記する。

- ・訪問に来た際、前室(部長室の前室か)の女性を「姿勢がなっていない」と、しかりつけた。
- ・電話で30分怒られた。 ・連絡の不備を激怒
- ・健康福祉部長を恫喝していた。
- ・助役の時、先輩が挨拶に行き、10時から15時まで待たされた。
- ・助役の時、呼び出された所長に同行したが何時間も待たされた。下の者が失敗すると所長が呼び出されていた。

(ウ) 威圧的、高圧的、一方的

これは、肯定的側面と表裏の関係にあり、相手を見定めた上で「威圧的、高圧的、一方的」な態度を取っていたものと考えられる。

「反抗しがたい雰囲気」、「研修では、講話と言うより説教のような言い方」、「人の前で威を示す振る舞いをする」、「高圧的な口調」などの記述があった。

③同和・人権問題のリーダー・実力者

同和問題に関する評価は肯定・否定をこえた「客観的な事実」として扱った。以下、同和問題(人権問題)に関する記述を記す。

- ・同和対策は森山氏抜きでは進まないと聞いていた ・同和対策の象徴
- ・人権問題に関して激怒する方 ・人権教育において指導力のある方
- ・同和団体との県対交渉で県を叱責しても、最後はまとめる。

また同和問題に限らず、元助役を地域の実力者とする記述もあった。

- ・昔は「森山天皇」と言われた。関電や嶺南振興局の人は大変だったと思う。
- ・地域への影響力が大きい人。

以上から、元助役は、同和問題を中心にして若狭地域に大きな影響力を保持しつつ、県の同和行政をコントロールしていたものと考えられる。

④元助役の人物像のまとめ

元助役は、地元の同和団体を基礎に、長年にわたって県の同和行政に関与していた。温厚に振る舞うこともあるが、威圧的・高圧的・一方的な物言いをしながら、気に染まないと突然激怒し、時には恫喝するような態度を取っていた。

そのため多くの職員が、氏に対しては腫れ物にさわるといふような、萎縮した対応を取っていたと考えられる。おそらく面と向かって異を唱える職員はおらず、氏の影響力は次第に強化され、「同和対策は森山氏抜きでは進まない」という状況を作り出したものと思われる。

他方、人心の掌握に長けており、「厳しかったり、やさしかったり、対応を使い分ける方」という記述もあった。氏に対する肯定的な評価は、相手を見定めて意識的に硬軟2つの対応を使い分けてきた結果であろう。

同和・人権問題のリーダーという評価があるが、あまりに表面的である。同和組織のリーダーであるのは事実だが、氏には、他者の人格や発言を尊重する態度は見られず、民主的な人権感覚を持った人物とは言いがたい。

このような人物に、県が長年にわたり同和行政を委ねてきたことは、強く批判されなければならない。

(2) 「元助役との関係・接点」のまとめ

次は、「様式」の最初の項目「元助役との関係・接点」の分析結果である。下の表Bは、就任挨拶やその他の接点をについて集計したものである。選択肢を示したアンケートの集計ではないので厳密ではないが、傾向はよく示されている。

①就任の挨拶は、半ば強制されていた

一度でも就任挨拶に行ったことのある職員は回答者の半数近くに上る。特に、同和事業関連と若狭地域の部署であるイ・オ・カ・キ・ク・ケでは、高浜か京都への就任挨拶(多くは複数名で)が6割近い。(退任の挨拶にもかなりの職員が行っているが、不明確なので集計から除外した。)

就任挨拶の内実は、「慣例的に行われていた。総務課長がまとめていた」(嶺南教育事務所長/219頁)、「京都のホテルで会った。総務課が段取り」(学校教育企画幹/212頁)などで、関係部署では就任挨拶が慣例化し組織的に行われていた。

<表B> 「元助役との関係・接点」のまとめ

調査時の所属 集計した事柄	回答数	就任挨拶・見舞い等				研修打合		人権研修等で	交渉の場で	関電人権研修で
		京都	高浜	病院	来訪	京都	高浜			
ア 特別職	12		4		1	1		3		1
イ 健康福祉部、安全環境部、県民生活部(幹部)	45	8	10		3		1	7	4	2
ウ 土木部(幹部)	28	2	2	1	1				1	
エ 農林水産部(幹部)	22							1		1
オ 教育庁(幹部)	47	18	10			12		9	4	5
カ 地域福祉課長、人権室長、生涯学習・文化財課長、生涯学習・文化財参事等	16	12	1	3		2		5	5	5
キ 嶺南振興局長 等	25	6	3		1			6	3	1
ク 小浜土木事務所長 若狭健康センター所長 等	17	8	4	1			1	5	7	
ケ 嶺南教育事務所長 等	12	7	6	2		2			3	
合計	224	61	40	7	6	17	2	36	27	15

*数字は、必ずしも調査時点の所属のものでは無い。

*複数の項目を挙げた回答がある。

他方、京都まで行かなかったために怒られた例がある。「(高浜の自宅が留守で名刺をおいていったが)何故京都まで来ないのかと、電話で怒鳴られた」(県民生活部長時／189頁)。「京都まで来ないのは君だけだ」(嶺南振興局技官／257頁)。

挨拶の費用と勤務の扱いについては次のような記述があった。「京都のホテルへ就任挨拶に行った。(休みを取って私費で行った可能性もある)」(保健福祉部企画幹／76頁)。

「(京都への就任挨拶、三重での人権研修、離任挨拶に)、3回とも年休を取得して、旅費は自己負担」(保健福祉部企画幹／77頁)。挨拶程度では公務と言い切れないため、お土産代を含めて「年休・自費」のケースがかなりあったと思われる。

就任挨拶は、半ば強要されていたものと考えべきである。

また、面会後に会食や宴席がセットされていたとか、元助役が来た時に職員全員で出迎えたという記述があった。

若狭の部署では、入院見舞い(元助役は県外の病院に何度か入院していた)だけでなく、盆暮れの挨拶も欠かさなかったという職員もいた。

②研修の場について

その他の接点としては、元助役の同和団体での立場を反映して、人権研修や県と同和団体との交渉、関電の人権研修が多い。

研修は公務で参加する職員もいるが、「断り切れずに参加した」という記述があり、元助役が自分の実力を誇示するために、関係の無い職員にも参加を働きかけていたと考えられる。

③研修の打合について

研修の打ち合わせは、人権研修に関わるオ、カの部署に集中しているが、内実は下記の通りである。

- ・人権研修会の内容の最終確認を兼ねて。(生涯学習課長／303頁)
- ・人権研修会の内容説明、事前確認。(生涯学習課長／304頁)
- ・人権関係の企画について相談。(生涯学習課参事／319頁)
- ・人権研修会の講師選定の相談。(生涯学習課参事／322頁)
- ・関電の人権研修時、人権室長が作成した原稿を確認してもらうために、京都へ行った。(嶺南振興局次長／250頁)

当日の研修の場を丸く収めるために、事前に要望を聞き、内容を説明して、了解を得ていたものである。この「森山詣」とも言うべき状況は、行政のあり方として異様であり、卑屈でさえある。元助役の意に反する企画を実行するのは不可能だったと思われる。

④関電との関係

最後に、度々出てくる関電との関係を付記するが、次のような記述があった。

- ・就任時、京都へ何人かであいさつにいったが、関電社員が同席した(学校教育幹／214頁)。
- ・人権問題の研修会は断りきれず出席した。控え室には森山氏、関電職員がいてピリピリしていた。関電の役員など30～40人が集まっていた。(福祉環境部長／54頁)

元助役と関電の関係は闇の中であるが、関電の研修に関しては、関電とのつながりの強さと影響力を誇示する場と考えていた可能性がある。

なお、1件だけだが、「森山氏の主催により原発などの視察に熱海へ行った(部長、

県民生活部長、人権室長)。*旅費の負担者は覚えていない。」という記述があった。(保健福祉部企画幹／73頁)

⑤まとめ……元助役と県（職員）の異常な関係

以上のことから、次のことが明らかである。

ア、多数の職員が行っていた就任挨拶(京都、高浜)の多くは、元助役によって半ば強制されたものであり、組織的に慣例化していた。

イ、挨拶に次ぐ接点として挙げられている研修は、元助役が自らの実力を示す場であることから、多くの職員に参加を働きかけていた可能性がある。

ウ、「研修の打ち合わせ」は公務であるが、元助役の機嫌を損なわないために、複数名で京都に行き出向いてお伺いを立てていたものであり、行政のあり方としてきわめて異常である。

エ、関電との関係は、自らの実力を誇示するために、意識的に利用していた可能性が高い。

そもそも「関係・接点」の全体が、元助役によって意識的に作られていたのではないかという疑念を禁じ得ない。

(3)「元助役からの金品授受の有無」のまとめ

次は、2項目の「元助役からの金品授受の有無」についてである。

①状況のまとめ

金品の授受を、「中元・歳暮のやりとり」、「訪問時の土産のやりとり」、「就退任のあいさつに伴うやりとり」に分けて集計したのが、次ページの表Cである。

一口で言えば表Bの「関係・接点」を、金品のやりとりで跡づけるものと言える。なお、「現金、商品券、小判」については表Dにまとめた。

②中元と歳暮

幹部を含めてかなりの職員がやりとりをしている。もらった場合に、お返しの物品を送ったのは常識的な態度かもしれないが、公務員でありながら中元・歳暮を拒否できなかったことは問題である。

しかし、さらに異常なのは、「人権の係から言われて対応していた」など、先に、職員の側から、組織的に贈っていたことである。同和関係や若狭の部署を中心に、ご機嫌を損なわないようにする対応が染みついていてと考えられる。

③挨拶と手土産

訪問や挨拶には多くの場合、複数人で行っている。手土産は私費であっても組織的に調整して、同じ品物にならないようにしていたとの記述があった。

元助役は基本的に返礼の品物を準備するのであるが、返礼をしなかった例が15件あるのは、独自の基準で職員を選別していた可能性を示すものである。

④就任・退任の挨拶等に伴う金品のやりとり

概要は表Dの通りだが、元助役は現金や商品券を、就任や退任のタイミングで渡している。職員はその場では気づけず、後から困惑したと思われる。返礼の仕方について悩み工夫しているが、中には返礼を「拒否された」り、「返せないと思った」職員がいた。

小判をもらったのは⑪、⑫の2件だが、非常に特異なケースと考えられる。公衆

<表C>

「金品授受等の有無」の集計

集計した事柄 調査時の所属	回答数	中元・歳暮				挨拶・訪問		就任祝、退任の餞別	返礼	小判商品券
		こちらから	返礼	相手から	返礼	手土産	返礼有			
ア 特別職	12			2	1					
イ 健康福祉部、安全環境部、県民生活部（幹部）	40	7	6	8	7	2	1	3	3	1
ウ 土木部（幹部）	28	1	1	2	2			1		
エ 農林水産部（幹部）	22									
オ 教育庁（幹部）	47	2	2	4	3	19	12	4	2	
カ 地域福祉課長、人権室長、生涯学習・文化財課長 生涯学習・文化財参事 等	16	4	4	6	6	6	4	1	1	2
キ 嶺南振興局長 等	25	2	2	8	7	2	2	2	1	
ク 小浜土木事務所長 若狭健康センター所長 等	17	3	2	3	1	2	1	1	1	
ケ 嶺南教育事務所長 等	12	5	4	3	2	9	5			
合計	219	24	21	36	29	40	25	12	8	3

*数字は、必ずしも調査時点の所属のものでは無い。

<表D>

現金・商品券・小判等の受取りと対応

	時期	受け取ったもの	趣旨	調査時の役職	対応
①	不明	Yシャツ仕立券(1万円位)	不明	健康福祉部長	使った
②	就任時	現金10万円、商10万円	就任祝	安全環境部長	越前焼壺(8万円)
	就任時(上と違う役職)	商10万円	就任祝		3万円を返した
③	就任時	現金2万円	就任祝	県民生活部次長	返礼せず
④	就任時	現金3万円	就任祝	県民生活部企画幹	同額を返却
⑤	就任時	商品券5万円	就任祝	土木部長	返礼できず
⑥	就任時	現金1万円	就任祝	教育審議監	どちらも8割程度の金額で返礼品
	退任時	現金5万円	餞別		
⑦	退任時	現金10万円	餞別	教育審議監	8万円の香炉
⑧	H14.4.26	現金5万円	就任祝	教育次長	1万6千円の食品
⑨	退任時	現金5万円	餞別	教育庁 企画幹	返せないと思った
⑩	就任時	商品券10万円	就任祝	地域福祉課長	8万円の越前漆器
⑪	H27.1	純金小判、商品券10万円	不明	地域福祉課長	返還は拒否された
		H26.11に叱責され、H27.1に交渉の場で個人攻撃された。小判は調査まで箱を開けず。			
⑫	H27.1	純金小判、商品券10万円	不明	地域福祉課長	返せる状況でない
		小判はすぐに確認できず。			
⑬	就任時	商品券10万円	就任祝	嶺南振興局長	返還を拒否され、その後何回かに分けて返礼
⑭	就任時	現金1万円くらい	就任祝	嶺南振興局次長	お返しした
⑮	就任時	商品券2万円(菓子の下)	就任祝	小浜土木事務所長	退職時に挨拶・手土産

の面前で名誉を傷つけたことに対する慰謝料のつもりだろうか。

ただし、数があまりにも少ないので、渡した範囲や役職による金額の基準等が見えてこない。調査に対し正直に答えなかった職員がかなりいると推測される。

⑤叙勲のお祝い

公務と関係は無いが、元助役叙勲祝いを出した職員がいる。確認できたのは6件だが、「同じ職責の者で3万円出した」（教育企画官）、「どこかの部署がとりまとめた」（生涯学習課長）との記述があり、実際はもっと多いと思われる。

返礼はお祝い金額によって異なり、3万円なら枕時計、1万円なら「目覚まし時計と朱肉」だったようだ。このような私的なことまで組織的に調整していた事には驚くほかない。

⑥元助役が支出した費用の試算

元助役が県職員に対して支出した金額を正確に算出することは不可能だが、叙勲やお見舞い返しは除外し、表C、Dを手がかりにきわめて控えめに試算してみる。

中元・歳暮 解っただけで、森山氏が先に送った分と返礼分の合計は57人である。これは慣例化しており、毎年の件数がこれより多いのは間違いない。1件平均3千円とすると、合計額は約17万円である。

訪問の返礼 訪問・挨拶の返礼も慣例化しており、年間に表で確認できる25件を超えることは確実である。

平均3千円とすると、合計額は約7万5千円になる。

就任祝・饂飩 表Dでは13名に15回渡されている。時期はまちまちであるが、渡した役職にあまり重複はない。毎年沢山の県職員が異動・退職することを考えれば1年の件数がこれより少ないとは考えられず、毎年100万円を超える額が使われていた見られる。

上記3つの金額の合計は約125万円だが、これを20年間続ければ2千5百万円という異常な金額となる。件数をもっと多いと考えられること、京都での昼食・宴席の支出、小判の贈与などを考慮すれば、この程度で済まないのは明らかである。

元助役はこの支出を、県職員に対する影響力を維持・強化するための必要経費と考えていたのだろうか。

(4)「県行政への影響」のまとめ(下線はオンブズ)

次は、3項目の「県行政への影響」についてである。

元助役による具体的な要請に関する記載はなかったとされるが、記されていた率直な声を紹介する。

- ・教育長時代は、若狭の教員向けの同和研修の講師は、森山氏の指名するものでないといけなかった。(教育長/189頁)
- ・人権教育にかかる強い指導はあった。(教育審議幹/198頁)
- ・観光課長のとき(H15~H17)、高浜町の山を削って観光誘客、福利厚生施設を作るように要望があった(直接、森山氏から受けたわけではない)。(土木企画幹官/88頁)

直接・具体的に要請することはなかったと思われるが、元助役が、同和政策や地元の振興策について強い影響を及ぼしていたのは明らかである。

(5) 「他職員に関する情報」のまとめ(下線はオンブズ)

最後は、「他職員に関する情報」についてである。

数は多くないが、上記(1)～(3)で記した内容を補強するいくつかの記述を紹介する。

- ・金品のやりとりはしないように、と言っていた。(知事/2頁)
- ・人権の係から言われて対応しているので、部長もお中元などしている可能性はある。(健康福祉部企画幹/77頁)
- ・県幹部が出張時、10万円程度のお土産を買っているのを見たことがある。(県民生活部次長/42頁)
- ・同和対策でトラブルになると大事になると聞いた。吊し上げにされるということは聞いた。(教育長/189頁)
- ・年輩の先輩から「京都に行かないといけなかった」、「旅行に行った」との話を聞いたことがある。(教育長/192頁)
- ・中元・歳暮について部長、企画幹、課長、室長分をとりまとめて贈っていた。(人権室室長/105頁)

それにしても、実態を知ってか知らずか、「金品のやりとりはしないように、と言っていた」との知事発言はあまりに軽い。14頁で副知事はの「金品の授受があった場合、どうするかというようなマニュアルを定めるとか、相談窓口を設置するなど、組織として指針を定め対応する必要があると考える」という発言しているが、県の歴代最高幹部は、実際には何もしてこなかったのだから、白々しい限りである。

3 「調査票」の集計結果

資料価値の乏しいアンケートであるが、数的な集計結果と記述されていた意見を紹介する。

集計結果は右表の通りであるが、金品の授受に「ある」と応え、「県の施策等に対する要望を受けたか」にも「ある」と応えた1名の記述は、「地域改善対策事業全般の推進」(96頁)であった。

「元助役との関係に関する調査票」の集計結果

1 関係・接点		2 金品授受		ある場合の要請		3 目撃・相談	
ある	ない	ある	ない	ある	ない	ある	ない
53	42	18	77	1	17	0	94

*回収票数95。3の質問で「無回答」が1つあった。

記述された情報・意見の抜粋 (下線はオンブズ福井)

- ・平成7年11月父が死去。香典5万円を頂く。忌明けに商品券3万円を返す。原安課長1年目の夏だったと思うが、シャネルの香水とセッケンセットを頂きました。後日メロンを返しました。(121頁)
- ・年1回8月に、同和行政に対する打合わせのため、他部と一緒に小浜市に出向き、森山氏等から要望を聴取した。(県出席者約10名)(148頁)
- ・関電とは関係のない同和対策事業に関し、苦情をしばしば受けた。(233頁)
- ・部落解放同盟(?)全国大会(東京)に出席。研修旅行(福島県)に同行。(234頁)
- ・県の人権施策についての意見、人権についての指南を乞いました。(104頁)

4 結び …… 「報告書」は、重要な事実を隠していた

ここまで、情報公開された資料に基づき、元助役との接点、金品の授受、元助役の人物像などについて分析し、問題点を抽出してきた。これに基づいて「報告書」の問題点について記す。

(1) 県の「報告書」の特徴

「調査報告書」は22頁にわたるが、聞き取りの「様式」と「調査票」が掲載されておらず、県民に調査の具体的な内容を明らかにしていない。

調査を踏まえ、「4 調査結果」「5 事案発生背景および要因」「6 再発防止の提案」が述べられているが、上っ面をなでただけの空疎な記述でしかない。

例えば調査結果の「②調査結果の概要」の最初の部分は、『特別職においては、嶺南振興局等での勤務などに、中元、歳暮のやり取りがあった者がいたが、多くは相応の品物を返送していた。人権・同和対策を所管している健康福祉部と人権・同和教育を所管している教育庁においては、人権関連の研修会などを通じて森山氏との接点が多く、就退任時のあいさつに出向いていた。』という味もそっけないものであり、その他の部分の記述も大差はない。

本稿『2 「様式」の分析結果』を踏まえればと、あまりの軽さに驚かさざるを得ない。以下、問題点を具体的に指摘する。

(2) 県の「報告書」が隠したもの

金品の授受に関しては、「報告書」5～8頁に①調査結果と調査状況、13～14頁に②調査結果の分析と金品の受領状況、15頁に③事件発生背景と要因、16～17頁に④再発防止の提案が記されている。その「書かれた部分」に虚偽はない。

「報告書」の最大の欠陥は、書かれたことではなく、意識的に除外した諸事実、すなわち「書かれなかった」事柄にある。以下、除外されたり、曖昧にされた事柄を列記する。

①元助役との関係が、長期間にわたっていたこと

- ・元助役との異常な関係は、20年以上続いていた。
- ・昔は「森山天皇」と言われていた。(強い影響力を持っていた)。

記載は他にも多数あるが、「報告書」が関係が続いていた期間を丁寧に書かず、曖昧にしているのは、問題を金品授受に矮小化し、歴代知事ら県庁幹部の責任を回避しようとしたものと考えざるを得ない。

②「就任挨拶」の実態

- ・最も多い訪問先が京都市である。
- ・挨拶が慣例的に行われ、総務課長などがとりまとめていた。
- ・京都に行かなかったために、元助役から非難された職員がいた。

・年休を使い、旅費と手土産代を私費負担した職員がいた。

就任の挨拶に付随して、品物の授受が行われたのは問題ではあるが、事の本質はそこにはない。多くの職員が、京都まで、半ば組織的に、半ば強要され、年休を取って私費で行っていたことを、隠していることこそが大問題なのである。

隠すことで、「なぜこのような関係が続いてきたのか」という、行政組織にとって深刻な問題に立ち入ることを回避したものである。

③同和行政の実態

(ア) 同和・人権問題への影響力

・同和対策は森山氏抜きでは進まないと聞いていた
・同和対策の象徴
・人権教育において指導力のある方
・人権問題に関して激怒する方
・同和団体との県対交渉で県を叱責しても、最後はまとめる。

(イ) 「研修打ち合わせ」の実態

・打ち合わせの内容が下記のようなものだったこと。
人権研修会の内容の最終確認。／人権研修会の内容説明、事前確認。
人権関係の企画について相談。／人権研修会の講師選定の相談。
関電の人権研修で、人権室長が作成した原稿を確認してもらう。

同和問題については数多くの記述があったにもかかわらず、上に挙げた証言はすべて隠蔽されていた。いずれも、県の同和行政が元助役に屈服していたことを示すものである。「くさい物ににふた」をする、許しがたい行為といわなければならない。

これをの明らかにした上で対策を講じるのでなければ、透明で民主的な同和行政は不可能である。

④「中元と歳暮」の実態

・人権の係がとりまとめて、4割の職員が元助役より先に贈っていた。

公務員の側から、半ば組織的に歳暮・中元を贈っていることは、相手が贈ってきたから仕方なく対応するのは全く次元の異なる、異常な対応である。これを隠蔽したのは、②と同様、「なぜこのような関係が続いていたのか」という問題に立ち入るのを回避するためと考えられる。

⑤「挨拶と手土産」の実態

・挨拶先の多くが京都市である。
・食事や宴席の多くが京都で行われていた。
・手土産は私費負担の場合でも、同じ品物にならないように調整していた。

「報告書」は、とにかく調査を行ったという、アリバイ的な作文でしかない。

- ② 県が、当然公開すべき情報の公開をかたくなに拒否し、長期にわたって訴訟で争ってきたため、私たちが情報を入手できたのは、「報告書」提出から４年以上が経過し、問題が沈静化した今年の２月末であった。

県が、「報告書」を発表した時点において、県民が具体的に批判・反論する機会を実質的に奪ったことは、犯罪的な行為と言わざるを得ない。

一連の経過は、行政が情報公開を拒む背後には都合の悪い事実を隠そうとする意図があることを、改めて実証するものである。

以 上

高浜町元助役との関係に関する調査票

貴殿が県職員として在職されていた期間における高浜町元助役・森山栄治氏との関係等に関して、次の質問にご回答ください。

※該当する回答に○印を記入してください。

質問1 高浜町元助役・森山栄治氏との関係・接点がありましたか。
(就任あいさつに伺う、県の各種施策に関する助言を乞う など)

ある ない



「ある」場合、下記の質問にご回答ください。

その内容をご記入ください。

同対室 職責等について、同和行政いかにかき相談
担当と受けて。

質問2 高浜町元助役・森山栄治氏から金品等の授受はありましたか。
(お中元・お歳暮等で「儀礼の範囲内」と思われる物も含む)

ある ない



「ある」場合、下記2つの質問にご回答ください。

授受の時期や内容、その後の対応をご記入ください。

県の施策等に対する要請を受けましたか。

※該当する回答に○印を記入してください。

受けた 受けてない

質問3 金品等の授受を目撃したり、他職員からの相談を受けたことはありますか。

ある ない



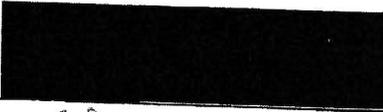
「ある」場合、下記の質問にご回答ください。

その内容をご記入ください。

◎質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

最後に、今回の書面調査への回答について、事実と相違ないことを証明いただくため、署名・押印をお願いします。

氏名



98